

【別添】

令和7年度とっとり花回廊防火シャッター改修業務仕様書

1 業務名称

令和7年度とっとり花回廊防火シャッター改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取県立とっとり花回廊（西伯郡南部町鶴田110）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務概要

とっとり花回廊のレストラン、フラワードーム、北館の各防火シャッターについて、老朽化した開閉機等の交換を行い機能回復するとともに、危害防止機構を装着し、既存不適格（平成17年建築基準法の改正）の解消を行うもの。

5 業務内容

（1）防火シャッター駆動部の部品交換及び危害防止装置の新設

次の部品更新及び危害防止装置の取付等を行うこと。

なお、（別紙）図面を参考に施設担当職員と協議の上施工すること。

A レストラン 防火シャッター (SS-1, 2, SS-E) 整備	1	式	ア 既存品撤去（メーカー：三和シャッター製） （ア）撤去品 危害防止機構に関連する関連機器一式 （イ）撤去機器の廃棄処分 イ 新規品搬入据付 （ア）ローラーチェーン 2本 （イ）重量電動開閉機 2台 （ウ）スライドベース 2個 （エ）障害物検知座板スイッチ（アルミ） 2本 （オ）リミットスイッチ 2個 （カ）連動中継器 2個 （キ）自動復帰形自動閉鎖装置 2個 （ク）電気式手動閉鎖装置（埋込型） 2個 （ケ）中継ケーブル 2本 （コ）コードリール 2本 （サ）上記の交換設置作業 1式 （シ）上記に係る電気工事、試験調整 1式
B フラワードーム 防火シャッター (SS-4, SS-E) 整備	1	式	ア 既存品撤去（メーカー：三和シャッター製） （ア）撤去品 危害防止機構に関連する関連機器一式 （イ）撤去機器の廃棄処分 イ 新規品搬入据付 （ア）ローラーチェーン 1本 （イ）重量電動開閉機 1台 （ウ）障害物検知座板スイッチ（アルミ） 1本 （エ）リミットスイッチ 1個 （オ）連動中継器 1個 （カ）自動復帰形自動閉鎖装置 1個 （キ）電気式手動閉鎖装置（埋込型） 1個

			(ク) 中継ケーブル 1 本 (ケ) コードリール 1 本 (コ) 上記の交換設置作業 1 式 (サ) 上記に係る電気工事、試験調整 1 式
C 北館 防火シャッター (SS-5, 6, 7, SS-E)	1	式	ア 既存品撤去（メーカー：三和シャッター製） (ア) 撤去品 危害防止機構に関連する関連機器一式 (イ) 撤去機器の廃棄処分 イ 新規品搬入据付 (ア) ローラーチェーン 3 本 (イ) 重量電動開閉機 3 台 (ウ) スライドベース 3 個 (エ) 障害物検知座板スイッチ（アルミ） 3 本 (オ) リミットスイッチ 3 個 (カ) 連動中継器 3 個 (キ) 自動復帰形自動閉鎖装置 3 個 (ク) 電気式手動閉鎖装置（埋込型） 3 個 (ケ) 中継ケーブル 3 本 (コ) コードリール 3 本 (サ) 上記の交換設置作業 1 式 (シ) 上記に係る電気工事、試験調整 1 式 ウ 北館 2 階天井の開閉機周辺 解体復旧工事

(2) 試験・確認

改修後、防火シャッター及び危害防止装置の動作確認を行い、正常に動作しているか確認を行うこと。

(3) 協議打合せ

ア 受注者は、施設担当者と、業務着手時 1 回、成果物納入時 1 回の計 2 回協議を実施するものとし、別途協議等の必要がある場合は、その都度協議するものとする。

イ 受注者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合又は受注者の出席が必要な場合は、誠意をもってこれに当たるものとする。

(4) 必要書類の提出

ア 受注者は、契約締結後速やかに、全体工程表、緊急時の連絡網等の必要な書類を提出すること。

イ 発注者との協議打合せにおいて、その内容を記した記録簿を 2 部作成・提出し、双方が各 1 部保管すること。

(5) 現地の立ち入り

受注者は、業務の実施に際し、現地に立ち入る場合は、事前に発注者及び施設担当職員に連絡するものとする。

6 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5 日以内又は令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から 10 日以内又は令和 8 年 3 月 20 日のいずれか早い日までに検査を受けること。

7 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を 2 部、成果品として提出すること。

(完成図書)

- ・作業報告書（交換部品一覧表、作業報告書、動作確認・試験記録書）
- ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 施工に必要な資格

受注者は、消防用施設管理に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

(2) 諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

(3) 作業日の指定

作業日は、施設担当職員と調整を行なって決定すること。特に図面Aの箇所については休園日に実施する等、レストラン営業に留意すること。

(4) 機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

(5) 既設品の処分等

交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(6) 既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(7) 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を取ること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(3) 成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。